

情報アクセシビリティ推進基金 募集要項（2025年）

2025年9月吉日

公益財団法人公益推進協会

目的

当基金は、長期にわたりウェブアクセシビリティの研究・開発に携わってきた野田純生氏の寄付により設立されました。インターネット環境の充実やAIの進化とともに私たちの暮らしの利便性は飛躍的に向上していますが、何らかのハンディキャップを持っている場合は、情報格差がますます広がるばかりです。障がいの有無にかかわらずデジタル活用の利便性を享受し、豊かな人生をおくることができる社会の実現のための環境づくりを支援します。

【情報アクセシビリティとは】 総務省 情報アクセシビリティポータルサイトより 一部抜粋

年齢や障害の有無に関わらず、誰でも必要な情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。年齢、障害の有無、性別、国籍等に関わらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、誰もがデジタル活用の利便性を享受/担い手となり、多様な価値観やライフスタイルを持って豊かな人生を送ることができる社会「デジタル共生社会」を実現するために、情報アクセシビリティへの理解を深めることが重要です。

<https://www.soumu.go.jp/info-accessibility-portal/info-accessibility/>

助成額

※補助率等の制限はありません。

1件あたり **20万円～100万円**以内

助成総額

助成総額 **450万円程度**

募集期間

2025年10月1日～2026年1月9日（※WEB申請 17：00締切）

助成対象

- 助成対象団体 以下の要件を全て満たしている法人
 - 法人設立から1年以上の活動実績のある非営利法人（NPO法人、社団法人、財団法人等）であること
※国、地方自治体、宗教法人、個人、任意団体、営利を目的とした株式会社・有限会社、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は該当しません。
 - 団体の活動をホームページ、SNS等で公表していること
- 助成対象事業 日本国内における以下の要件のいずれかを満たしている事業
 - WEB情報の取得が困難と想定される利用者^{注1}の情報アクセシビリティ向上のための事業
（公共性の高い動画に手話や字幕・ふりがな付字幕をつけるなど）
 - 情報アクセシビリティ向上の促進をはかる情報発信や普及啓発事業
（重要情報を提供する運営サイトに対する付加機能搭載の普及啓発など）
 - 上記目的を達成しようとするその他の事業

注1 身体障がい者・学習障がい者・知的障がい者・日本に住む外国人で日本語未習得の者等

※研究に関わる助成は対象とはなりません。

助成対象となる事業例

- ・障がい者の日常生活をサポートするポータルサイトにおいて、情報の受発信がより活発に行われるサポート技術や機能を装備する試み
- (3) 助成対象期間 (2026年3月1日～2027年3月31日)
- (4) 対象経費 助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。
人件費は対象とはなりません。
単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。
当財団の選考委員会で申請経費の一部が否決された場合は申請額が減額される場合があります。

応募方法

右記のQRコードまたはURL (<https://form.run/@kikaku-16QG0vHQBwtwGrRjRXDc>) からWEB上で申請を行ってください。応募には申請補助資料等の添付が必要です。



応募フォームはこちら

- ① 申請補助資料 (助成実績・収支概要)
※当財団ホームページ (<https://kosuikyo.com/>) よりダウンロードしてください。

② 定款

③ 履歴事項全部証明書 (発行日が申請日より6ヶ月以内のもの)

④ 前年度の決算書 (貸借対照表と収支計算書等) と事業報告書

⑤ 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須

⑥ 【任意提出】企画書 (A4サイズ2枚まで)

※見積書は備品購入や機材整備の他、役務であっても事業執行過程で業者等から徴取したものがあある場合には必ず添付してください。(業務委託費は、金額にかかわらず見積書の添付が必要です。)

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

□選考方法及び通知

(1) 選考

当財団の選考委員会に置いて厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください、また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

(2) 結果通知

2026年2月下旬を目処に申請者に対し、採否をメールまたは文書で通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

・当助成金で実施する事業に関する広報物 (チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等) に、

「公益財団法人公益推進協会 情報アクセシビリティ推進基金による助成事業」であることを必ず明記してください。

- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を指定する提出フォームにて提出してください。
 - ① 助成事業報告書（指定書式）
 - ② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 情報アクセシビリティ推進基金担当

E-mail: info@kosuikyo.com (件名は「【問合せ】情報アクセシビリティ推進基金_団体名」としてください。)

